

事務局長	事務局長代行	係長	係

様式第1号（第4条、第11条関係）

令和 年 月 日

妙高市新井ふれあい会館利用許可・利用料金減免申請書

指定管理者

公益財団法人妙高文化振興事業団 宛て 住 所
氏 名
申請者（団体名）
連絡先
（TEL）

下記のとおり、利用許可・利用料金減免の申請をします。

なお、利用に際しては新井ふれあい会館条例及び同規則その他の指示に従います。

利用日	令和 年 月 日（ 曜日）						
事業名 （目的）							
利用場所	利用の有無	利用時間			参集予定人数	冷暖房の有無	
ふれあいホール	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
控室 A	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
控室 B	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
休憩室	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
ふれあい工房A	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
ふれあい工房B	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
ふれあい工房C	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
ボランティア室	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
調理実習室	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
研修室	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
集会室 A	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
集会室 B	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
会議室 A	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
会議室 B	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
会議室 C	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
小会議室	有・無	午前・後	時 分	～ 午前・後	時 分	人	有・無
付属設備利用の有無	有 ・ 無			備考			
1. 放送設備 2. シーリングライト 3. 展示用ライト 4. 持込電気機器							

減免の理由				減免率	適用	利用料金納入区分	前納・後納・減免		
1	学 校	市立		免除		施設利用料金	円	円	円
2		市内の公立		50%					
3		市外		50%					
4	社会教育関係団体		50%		冷暖房・その他				
5	市が認めた社会福祉を目的とする団体		免除		付属設備利用料金	円	円	円	
6	市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体		50%		合計金額		円		
7	指定管理者		免除		共催団体名				
8	市及び市の部局		免除						
9	実質的に市が主体である場合又は誘致した場合		免除						
10	上記以外の団体で市長が減免することを適当と認めた団体		個別に指定		後援団体名				